

# 初めに

2019年、新しい年を迎えました。  
時候の挨拶や年賀状の類は、公職選挙法などで禁止されています。非礼とは思いますが、ご理解のほど宜しくお願い致します。

私事ではありますが、昨年12月をもって8年間在籍をさせて頂きました豊川青年会議所(豊川JC)を無事卒業することが出来ました。

JCで頂いたご縁は私の財産となり、また「まちの発展のため」と活動させて頂いた経験は、私の政策アイデアなどにも活かされ、非常に勉強になりました。

そして、自分たちの時間とお金を使って創り上げたイベントでは、配慮が足りずお客様などに迷惑をかけてしまうこともあり、厳しい言葉を頂くこともありました。

それでも、お客様に「ありがとう」と言われ、救われた想いをすると同時に、様々なイベントを運営する人たちの気持ちや背景を、我が身をもって知ることが出来ました。

これからイベントに参加させて頂く事のほうが多くなりますが、企画運営に関わる人たちの苦勞などに思いを巡らせ、感謝の心を忘れないようにしたいと思います。

また、もし仮に何か不備があったとしても、スタッフの努力を理解し、出来る範囲で手伝える参加者となり、一緒にまちづくりを考えていきたい。

豊川市議会議員(豊川市民オンブズマン代表) 倉橋英樹



## 議員のボーナスが5年連続アップ!?

12月議会では2014年から5度目となる特別職(市長、議員など)のボーナスUP議案が提出されました。

### \* 豊川市議会議員のボーナス月数と報酬総額の推移(四捨五入)

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
ボーナス月数	4.28	4.49	4.57	4.71	4.79	4.86
年収総額	780万	790万円	793万円	801万円	804万円	807万円

今回も下記の理由から反対を致しましたが・・・

人事院勧告の示した民間企業のボーナス月数は4.46か月であり、議員のボーナス月数は既に大きく上回っている。

5年間で議員は27万円の年収アップとなるが、その間3度開かれた特別職報酬等審議委員会は、すべて「議員の報酬は据え置き」との答申を出しており、上げるべきではない。

賛成派は人事院勧告を根拠に討論し、25対4で可決されました。無念。

## オンブズ議員の活動報告

30

## 主権者の皆様へ

# 12月定例会 / 一般質問(1)

## 入札業務における入札辞退とその対応について

公共工事などの入札では「金額があわない」等の理由で業者側から辞退をされることがあります。その書類を調べていくと、気になる辞退理由があったため質問をしました。

### (質問・答弁要旨抜粋)

Q(倉橋の質問)	A(市当局の答え)
平成30年度の工事における入札辞退の数と主な理由は?	4月~10月末までで60件、140業者で主な理由は、「予算が合わない」・・・59者(42.1%) 「会社都合」・・・38者(27.1%) 「技術者の確保が困難」・・・22者(15.7%)
今回、「他の業者から下請負業者へ圧力が掛かり、見積もり出来なくなった」というものがあった。これは独占禁止法違反の可能性が高い。対応を伺う。	辞退の状況確認を行うため、業者に話を伺った。聞きとった内容、市の対応についてはお答えできません。 (私の調査では、聞き取ったのみでした)
このような入札辞退の理由は、過去どれくらいあったのか伺いたい。	平成29年度はないが、30年度は3件ありました。 (担当課に文書は残っていないが27年度もあった)
刑事訴訟法239条の2項に「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない」とある。告発の必要があるのでは。	公共工事の入札における公正な競争の阻害要因にもよるが、公正な競争が阻害される情報の内容について入札等審査委員会で審議し、必要に応じて「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」、「刑事訴訟法」の規定により対応をして参りたい。
関わったとされる企業等に問合せ、本当ならば指名停止措置処分も考える等、「豊川市として問題に捉えている」と姿勢を示すことが再発予防にも繋がると思うが、考えないか。	公正な競争が阻害される情報が寄せられた場合は、寄せられた内容により、対応する。

昨今、ストーカー被害や児童虐待などの問題が明るみになったとき、行政は情報を掴んでいたのに、きちんと対応せずに悲劇が起こったと言われることがあります。

今回、窮状を辞退届で知らせてくれた業者様には直接聞き取りをさせて頂きましたが、一般質問をする前まで、市は十分な対応がとられているとは思えませんでした。

今回の質問を契機に、市はしっかりと問題の再認識と対応をして頂きたい。

ご意見やご質問、情報提供などお待ちしております。

制作及び文章責任	くらはし ひでき <b>倉橋 英樹</b>	連絡先(携帯) 090-6577-6895 fpkura@yahoo.co.jp
住所 F B	愛知県豊川市御津町広石広国49-1 <a href="https://www.facebook.com/fpkura">https://www.facebook.com/fpkura</a>	

報告紙の一部を福祉作業所様に配布委託しています。地域によって配布時期が異なる等ありますが、ご理解願います。私の高い議員報酬を有効に使わせて頂いております。

# 1 2月定例会 / 一般質問 ( 2 )

## 海軍工廠跡地の工業用地売却について

NHK ニュースにもなった戦争遺跡が多く残る海軍工廠跡地をプロポーザル(金額ではなく、計画案の評価)で売却する事案ですが、議会での議決はなく説明も十分にされているとは言い難い状況だったので質問しました。

### \* 売却用地概要

所在地 / 豊川市穂ノ原三丁目 13 番地 3 面積 / 61,519.59 m<sup>2</sup> (工業専用地域)  
売却価格 / 19 億 710 万 7,290 円 (1 m<sup>2</sup>単価 31,000 円)

### \* 売却に動いた発端 (平成 28 年 3 月、他議員に質問され市が回答した内容)

平成 28 年 2 月に名古屋大学から、「産業振興や雇用機会の拡大など、秩序あるまちの発展に積極的に活用してほしい」と買い取りの依頼書が提出された。

### (質問・答弁要旨抜粋)

Q (倉橋の質問)	A (市当局の答え)
豊川市が直接購入をする場合は、議決事項にあたる。もう少し議会に説明や意見を求めるなど出来なかったか。	今までも企業用地の購入・売却は、市が直接行わず土地開発公社が土地の取得、売却を行ってきた。(開発公社の取引は、議決事項ではない為)
解体更地にして売却することになっているが、応募企業に遺構をどうするかを伺うなどしても良かったのでは?	遺構保全について企業側がどこまで責任を有することになるかを設定することは困難。また、平等な条件のもと企業側から競争をしてもらうため更地とした。
プロポーザルの応募資格で、製造業及び工場建設にこだわる理由は。	単位面積当たりの投資規模、雇用人数において、製造業が他業種と比較して優位であったため製造業の誘致を行うこととした。
名古屋大学の意向は本当に工場誘致や雇用拡大に拘っているのか。	売却先には、地方公共団体を優先していると同った。「産業用地や雇用機会の拡大」は、用途地域が工業専用地域となっていることなどを考慮し、現実的な活用方法として示された。(拘ってはいない)
プロポーザル要項では工場建設のみ可能のように見えるが、本社機能を持つ建築物や試験研究施設の整備は可能であるか。	応募資格で「製造業で自ら工場を建設し、操業する者」としているが、製造業の運営に必要な施設として倉庫や事務所(本社機能)、研究施設も認めます。(ただし、研究施設や事務所のみは認めない)
本プロポーザルの審査委員会について、その役割を聞く。	参加申込者の選定と最優先候補者の選定をして、その結果を市に報告することです。

海軍工廠跡地の売却・企業誘致をするということは、市財政からも一定の理解もするところですが、平成 29 年 6 月議会で「土地取得には慎重に対応することが必要。特に市の財政に大きく影響を及ぼす取引は事前に議会に意見を伺った上で進めていきたい」と答弁していました。

もう少し、売却用地の範囲や応募企業の条件など、市民や議会の関与があっても良かったのではないかと思います。また、審査委員会について更に質問を続けました。

(右ページに続く)

## 税金の使い方を考えよう

## 海軍工廠跡地の工業用地売却について

価格ではなく、提案計画に優劣をつけるプロポーザル。その審査の公平性を担保するには「情報の公開」が求められますが、今回は市がこれまでに行ってきたプロポーザルよりも情報が制限されている感じ、質問をしました。

### 工業用地売却のプロポーザル要項にある主な情報の取り扱い

審査委員会のメンバー	非公開
審査委員会の議事録	非公開
応募された計画提案書	買付け人の承諾の範囲内で一部公表

### (質問・答弁要旨抜粋)

Q (倉橋の質問)	A (市当局の答え)
プロポーザル審査委員会の委員が非公表なのはなぜか。	審査委員に対し、計画提案書の提出者及びその利害関係者からの接触を避ける必要があると判断した。
審査会の議事録まで非公表とする理由は?	審査議事録を公表することで、不利益を被る可能性のある情報などを明示してもらえないと判断した。
何故、提案された計画案まで非公表なのか。	契約の相手方に限り、相手方の了解の範囲で公表を予定している。選定外の計画は非公表です。
計画書が企業の思惑のみで非開示となったら、議会や市民による計画履行の検証が出来ない。情報公開条例にも反するものでは?	企業側の非公表を求める理由を確認し、正当であると判断したうえで非公開にする。企計画履行に対する検証は市で行う。議会、市民から要望があれば、履行状況を説明します。
応募要項には、「買付け人の承諾を得た範囲内で公表します」とだけあり、これを盾に取られる可能性がある。今回のような疑問を感じさせる応募要項が作られない様、プロポーザル全般に対する基準を整備してはどうか。	今回のようなプロポーザルは特殊な事例であり、その都度、何を開示情報とすべきかを検討して要項を作成する必要があると考えます。しかし、ベースとなるスタイルは作成することが好ましいと考えます。今後、契約担当部局と協議していきたい。

審査委員の非公表は、利害関係者からの接触で判断が変わるような審査委員を選んだとでもいうのでしょうか。そんな筈はなく、公金の支払先でもあるので公開すべきです。

また、豊川市情報公開条例では「公文書は例外を除いて開示」とあり、企業が不利になる情報は(根拠があれば)開示しないと定められています。「企業の意向(承諾)」ではなく、法律・条例に基づいた判断をしていくという基準をつくるべきです。

何より、情報の公開は不正の抑止と共に、万が一に疑義が生じたとき、正当性を説明出来るものとなります。

オンブズマン議員として、今後もこの点をしっかり市に伝えていきたい。

### 次回、活動報告紙の配布遅延のお知らせ

平成 31 年 3 月議会の活動報告紙は、任期満了に伴う私自身の進退の都合により、大幅な遅延若しくは合併号という形での配布となります。大変、恐縮ですがご理解の程よろしくお願ひ致します。